

に、真剣な措置が採用され、実施される必要がある。

労働者保護福祉局(タイ労働省)は、規制を制定し、検査を実施し、訓練を行い、指針を作成し、アスベスト産業で働く人々や管理する人々に対して情報を提供してきた。労働衛生と安全を保護する規制には次のものが含まれる。作業環境規則(一九七七年)、有害化学物質規則(一九九二年)、健康診断規則(二〇〇四年)、安全監督官及び安全委員会規則。政府はアスベストの危険性と闘うために次のような措置をとっている。閾限界値を五繊維/ccから二繊維/ccに下げること、危険なアスベスト曝露を制限するための基準を設定すること、健康診断を行うこと、中小企業における粉じんを監視すること、アスベスト関連疾患の診断と補償のための基準を改善すること。ILO労働安全衛生条約のタイによる批准が近い将来(二〇〇七/二〇〇八年)に行われるであろうが、ILO決議一六二・アスベストの使用における安全に関する条約(一九八六年)はその時点では考慮されないであろう。

ベトナム

経済発展*と公衆の健康との矛盾により生ずる問題は、アスベスト禁止に賛成する政府が措置を講じても追いつかない**。GAC2004に参加したベトナム代表は、政府のアスベスト禁止の公約を確認したが、この目標はまだ達成されていない***。実際にベトナムのアスベスト消費は二〇〇〇〜二〇〇四年の間に三三%増加している(付録A)。一九七〇年代以来、ロシア、カナダ、中国、ジンバブエから輸入されるアスベストは、ベトナムでは主としてアスベスト・セメント(AC)屋根タイル、断熱材、及び摩擦材の製造に用いられている。二一省にある三七施設の一〇、〇〇〇人近くの労働者

* [原注39] アスベスト・セメント産業によって作り出される3,800万ドル、直接雇用10,000人、もつと多くの間接雇用、そして産業界の低品位セメント(年間500,000トン)の使用はベトナム経済に対する重要な寄与となっている。

** [原注40] この情報は、ベトナム国立労働者保護研究所のレ・ヴァンティン博士とグイ・ゴックアン博士がGAC2004で発表したものである。

*** [原注41] 2001年8月1日、政府決定 No 115/QD-TTg の中で首相は、「屋根タイル製造にアスベスト材を使用することは止めるべきである」と宣言した。2001年以来、新たなアスベスト・セメント工場の建設は禁止された。

が年間六、〇〇〇万³mのアスベスト・セメントのタイルを製造しているが、これらの比較的安いタイルは田舎や山岳地帯、海岸地帯、及びクローンデルタ地帯の貧しい人々の間で人気がある。ベトナムの三二の屋根タイル工場は一九九五年から二〇〇〇年の間に建設されたが、これらの工場の多くは国有である。

ベトナムの職業的アスベスト曝露の有害影響は一九八六年から調査されている。一二のアスベスト・セメント会社のアスベストに曝露した一、〇〇〇人以上の労働者の医学的検査は、危険な職業的曝露がこの労働者の集団に高いレベルの肺疾患をもたらしていることを明らかにした。アスベスト屋根材を製造している工場で二〇〇一年に国立労働者保護研究所（NIILP）のスタッフによって実施された調査は、研磨機のそばの三三・七繊維/cm³から混合機のそばの一・八繊維/cm³までのアスベスト曝露レベルを記録した。それらのレベルはその後九か月以内に一一・七繊維/cm³及び〇・七繊維/cm³まで減少したが、この事実をもつてアスベストを取り巻く状況が依然として満足できるものではないという事実を隠すことはできない。最初の調査のフォローアップ研究である三三の屋根材工場の調査（二〇〇二年）は、「調査した企業の大部分はアスベスト粉じんで汚染されていたということを明らかにした。その理由は次のようなことである。

- ・労働者の間にアスベスト粉じんの有害性・危険性についての知識と理解がないこと。
- ・防じん措置及び排気システムがないこと。
- ・雇用主の労働安全衛生に対する配慮が不適切であること。」
- ・労働衛生及び公衆衛生に与えるアスベスト使用の有害影響を定量化し分類するために政府によって取られた措置には次のようなことがある。

・一九九〇年、NIILPのスタッフがアスベスト分析技術に関する訓練のためにオーストラリアに派

遣された。

・二〇〇二年、NIELPは、「アスベスト・セメント屋根タイル企業における現在の環境状況と労働者への影響についての評価—解決策の提案」と題する調査を実施した。

・アスベスト消費工場による環境汚染のレベルを評価するための最近の調査は、二三か所(四〇%)のうち九か所が二・二〜四・二繊維/cm³の範囲の最大濃度を記録した。

・二の会社の一、〇三二人の労働者の医学検査において九八%が通常のX線検査を受けたが、一、〇三一人中九〇七人(八八%)は呼吸困難から慢性鼻炎まで様々な健康問題を持っていることが報告された。

アスベスト・セメント屋根材の使用をやめるという二〇〇四年の政府の決定にもかかわらず、セラミック、ガラス、石材、石英、天然有機物、人工鉱物繊維のような、より安全な代替物質が存在するかどうか、またコスト影響はどうかということが不確実であるために、猶予期間が延長されている。しかし、現段階において規制は次のように強化されている。

・アスベスト使用企業は角閃石系アスベストの採取、製造及び輸入を禁じられている。ただしクリソタイルアスベストは許されている。

・アスベストを使用している全ての企業は、環境管理のシステムを含む技術的近代化のための計画を登録しなくてはならない。また企業は環境モニタリングと労働者の定期的健康診断を実施しなくてはならない。

・アスベスト・セメント屋根タイル会社の全ての労働者のために訓練コースを設ける。

・政府機関は労働安全衛生規則を遵守することを確実にするために監督を強化する。

ベトナムにおけるアスベスト使用排除の要求は、この物質がベトナムの発展に不可欠であると主

* [原注42] 1998年、ベトナムでは省庁間回付書類No. 1529/1998によってアモサイトやクロシドライトのような角閃石(アンフィボル系)アスベストの輸入と使用が禁止され、クリソタイル・アスベストだけが屋根材の製造として使用されている。